警察医の委嘱について

昭和45年３月27日

例規（務・庶・会）第18号

最近改正　令和２年３月27日例規（務）第49号

従来本部及び各警察署における被留置者等の健康管理については、付近又は管轄区域内の医師に警察医を委嘱し、出張回数に応じて謝礼金を支給していたが、本年４月１日からこれらの医師について非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第38号）を適用し、身分も非常勤職員として明確化することとなつたので、次により事務処理等に遺憾のないようされたい。

なお、「警察医嘱託謝礼金の支出事務の改正について」（昭和34年５月２日例規大警会第371号）は、廃止する。

１　委嘱（任用）

委嘱には、警察本部長が辞令を交付し、委嘱期間は、１か年としてその都度更新する。

２　職務内容

警察医の職務内容は、次のとおりとする。

(１)　被留置者に対する疾病の治療と保健の指導を行うこと（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第200条及び第201条並びに大阪府警察留置業務取扱規程（平成24年訓令第13号。以下「規程」という。）第76条及び第77条）。

(２)　留置施設の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと（法第199条）。

(３)　被留置者に対する感染症等の予防に関し、必要な指導と助言を行うこと（法第204条の規定により準用する法第64条及び規程第81条）。

３　報酬等の支給停止

警察署の建替え等のため、留置施設が閉場される場合は、報酬及び通勤に係る費用弁償を支給しないことができる。

４　その他

警察医は、前記２に掲げる職務のほか、警察署長の要請に基づき、警察官が行う変死体等の検視について立会いを行うものとする。この場合にあつては、謝礼金を支給するものとする。